

3 いわゆる健康食品の表示・広告に関する担当部署一覧等

法 規	内 容	担 当 部 署
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (略称：医薬品医療機器等法)	成分・原材料の医薬品該当性 表示・広告【都内全域の事業者の方】 (健康食品を製造・輸入・販売する事業者の方が作成する表示・広告案に係る面談による事前相談)	保健医療局健康安全部 薬務課監視指導担当 電話：０３－５３２０－４５１２ 場所：都庁第一本庁舎３０階北側 ※令和７年１０月１４日から３１階南側に移転します。 ※事前相談は予約制です。
	表示・広告【２３区内の事業者の方】 (健康食品を製造・輸入・販売する事業者の方が作成する表示・広告案に係る事前相談)	健康安全研究センター広域監視部 薬事監視指導課薬事審査担当 電話：０３－５９３７－１０２７ 場所：新宿区百人町３－２４－１本館１階 ※回答は電話で行います。面談による回答は行いません。電話での回答ができる簡易なものに限ります。
食品表示法	【広域事業者の方】 食品表示法の全般的な内容	消費者庁 食品表示企画課 ０３－３５０７－８８００（大代表）
	【都内事業者の方】 食品表示法の全般的な内容	保健医療局健康安全部 食品監視課食品表示担当 東京都食品表示相談ダイヤル ０３－５３２０－５９８９
	【都内事業者の方】 個別具体的な相談 ・衛生事項（添加物、アレルゲン、保存方法、消費期限又は賞味期限等に関する事項） ・保健事項（栄養成分表示等に関する事項）	最寄りの保健所へ
	【都内事業者の方】 個別具体的な相談 ・品質事項（名称、原材料名、原料原産地等に関する事項）	【多摩地区・島しょ地区の事業者の方】 管轄する保健所等へ 【八王子市・町田市・特別区の事業者の方】 東京都食品表示相談ダイヤル ０３－５３２０－５９８９

健康増進法	健康保持増進効果等に関する 虚偽・誇大表示	最寄りの保健所へ
不当景品類及び不当 表示防止法 東京都消費生活条例	不当表示 (優良誤認、有利誤認) 単位価格 ※東京都消費生活条例の食品表示に関 する相談は食品表示相談ダイヤル 03-5320-5989	生活文化局消費生活部 取引指導課表示指導担当 電話：03-5388-3068 場所：都庁第一本庁舎18階
特定商取引に関する 法律	通信販売・返品特約表示	生活文化局消費生活部 取引指導課取引指導担当 電話：03-5388-3074 場所：都庁第一本庁舎18階

健康食品ナビ [健康食品についての総合サイト (関係法令のサイトにリンク)]

https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/kj_shoku/kenkounavi/



<Memo>